

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和1年11月28日	令和元年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託 (その2)	68,200,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和1年12月23日	令和元年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託 (その3)	29,920,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和1年10月01日	京都市南部クリーンセンター第二工場 運転監視等業務委託	1,820,500,000	環境政策局適正処理施設部施設建設課	日立造船(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和1年10月02日	令和元年度南部クリーンセンター環境学習施設シャトルバス運行委託	予定 (当初) 5,219,500 総額 (変更後) 5,384,500	環境政策局適正処理施設部施設建設課	(株)ライオンズ旅行企画	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
005	令和1年11月15日	京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕機施設解体撤去工事	150,678,000	環境政策局適正処理施設部施設建設課	津田・寺村特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
006	令和1年10月31日	令和元年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託 (その2)	29,040,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	JFEエンジニアリング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和2年01月20日	2号No2灰コンベア用部品	6,600,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	令和1年10月18日	令和元年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託	30,030,000	環境政策局埋立事業管理事務所	クボタ環境サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	令和1年10月23日	台風19号災害における被災地支援 (福島県郡山市) に係る職員派遣のための手配業務委託	予定 (当初) 8,116,850 総額 (変更後) 8,381,750	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	名鉄観光サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和元年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和元年11月28日
- 4 履行期間  
令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
68,200,000円
- 7 契約内容  
北部資源リサイクルセンタープラント設備の性能維持を目的に、プラント機器についての定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。  
本施設のプラント設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重差選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。  
また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術

情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

したがって、本委託業務は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2－（1）－イ－（イ））により、クボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結するものである。

なお、クボタ環境サービス株式会社は、平成22年4月1日にプラントメーカーである株式会社クボタのリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和元年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その3）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和元年12月23日
- 4 履行期間  
令和2年1月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
J F Eエンジニアリング株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
29,920,000円
- 7 契約内容  
南部資源リサイクルセンタープラント設備の性能維持を目的に、プラント機器についての定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。  
本施設は、各設備がプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。  
また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術

情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング(株)と随意契約を締結する。

したがって、本委託業務は、地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 - ( 1 ) - イ - (イ)）により、J F E エンジニアリング(株)と随意契約を締結するものである。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市南部クリーンセンター第二工場 運転監視等業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設建設課
- 3 契約締結日  
令和元年10月1日
- 4 履行期間  
令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号  
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
1, 820, 500, 000円
- 7 契約内容  
京都市南部クリーンセンター第二工場のごみ焼却施設、選別資源化施設、バイオガス化施設に係る各設備等の運転操作、監視・記録、点検・調整等及び設備等の定例的な点検・清掃・軽微な修繕並びにこれらに付随する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市南部クリーンセンター第二工場の建替え整備工事においては、契約図書である技術提案書にて瑕疵担保期間を5年間としており、建替え整備工事の請負者（以下「請負者」という。）は、期間内に判明した瑕疵を修補しなければならないこととなっている。  
一方、第二工場の稼働後、実際に施設に瑕疵が発見された場合、それが建替え整備工事に起因するものか、運転監視等業務に起因するものか、判別することは困難である。その際、仮に、運転監視等業務を請負者以外の者が担っている場合、責任の所在が曖昧となってしまう。  
したがって、第二工場の運転監視等業務については、請負者を契約の相手方としてあらかじめ想定している。これは、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の「随意契約を行うことができる場合の基準」2（1）ーエに該当することから、瑕疵担保期間の5年間においては、運転監視等業務委託について請負者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和元年度南部クリーンセンター環境学習施設シャトルバス運行委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設建設課
- 3 契約締結日  
令和元年10月2日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田真幡木町55  
株式会社ライオンズ旅行企画
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）（予定総額）5,219,500円  
（変更後）（予定総額）5,384,500円

### 7 契約内容

南部クリーンセンター第二工場に併設する環境学習施設「さすてな京都」を訪れる見学者の利便性を向上させるため、契約期間の土日祝日及び小学校の長期休暇時を中心に、京阪中書島駅及び京都市交通局横大路車庫前から「さすてな京都」間に専用バスを運行（午前9時～午後5時）し、利用者の送迎を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### <随意契約の理由>

本件は、契約課により令和元年9月19日から同月24日まで競争入札を実施したが、応札業者がなく不調となった。入札不調を受けて複数の業者（㈱ライオンズ旅行企画、㈱ケイルック、エムケイ㈱）に見積依頼を行ったところ、㈱ライオンズ旅行企画から見積書の提出を受け、他の2社からは本件の仕様内容であるバスの調達が困難であるとの理由により見積辞退の回答があった。

見積書の提出のあった㈱ライオンズ旅行企画と価格交渉を行った結果、競争入札における予定価格の制限の範囲内による見積金額の提示を受けた。

以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第8号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン第6項）により、株式会社ライオンズ旅行企画と随意契約を締結する。

#### <変更契約の理由>

さすてな京都、青少年科学センター及び京エコロジーセンターの連携強化を目的とし、これらの3施設間の交通利便性を向上させるためにシャトルバス運行経路の延伸が必要となったため。



9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕機施設解体撤去工事
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設建設課
- 3 契約締結日  
令和元年11月15日
- 4 履行期間  
令和元年11月16日から令和2年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
津田・寺村特定建設工事共同企業体  
京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町83番地  
株式会社津田建設工業
- 6 契約金額（税込み）  
150,678,000円
- 7 契約内容  
京都市南部クリーンセンターにおいて、第二工場の完成に伴って稼働を停止した既存破砕機施設の解体撤去工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は、一般競争入札に付し令和元年10月9日に開札した結果、全ての応札が最低制限価格を下回ったことにより、有効な入札者なしで入札不成立となった。これにより、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」における「随意契約を行うことができる場合の基準 4」に該当し、競争入札における予定価格の制限の範囲内での随意契約が可能となったため、本件に続く事業スケジュール等を考慮し、速やかに工事着手できるよう随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本市では、企業の経営環境、労働条件の悪化などに影響を及ぼすダンピング受注を防止するため、最低制限価格制度を設けており、本件においても、当初入札で全者が最低制限価格を下回ったことから、制度の趣旨を踏まえ、最も低い金額での契約とせず、公平性・透明性を保つために、契約課で行う競争入札と同等の方法により、予め設定した最低制限価格以上で最も低い金額での契約を行

うよう、公開の見積合せを実施することとした。

なお、見積合せ参加者の選定については、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定により、当初入札で定めた条件（共同企業体（甲型）による共同施工方式など）は随意契約とする場合でも変更できないため、当初入札に参加した共同企業体全者（7者）に随意契約のための見積合せへの参加意思を確認し、希望した6者を見積合せ参加者とした。

以上を踏まえ、令和元年10月23日に参加者全員が同席する場で見積合せを実施し、最低制限価格以上の金額のうち、最も低い金額を提示した「津田・寺村特定建設工事共同企業体」を本件の契約対象者とした。

## 11 その他

## 積算内訳書

工事名称 京都市南部クリーンセンター整備工事  
ただし、破碎機施設解体撤去工事  
工事場所 京都市伏見区横大路八反田29番地ほか

### 工事概要

本施設は大型ごみ破碎用の施設であり、京都市南部クリーンセンター第二工場の完成に伴い、本施設の稼働が停止することから、解体撤去工事を行う。

京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕機施設解体撤去工事  
工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
解体撤去工事	1	式	118,343,748	CK 直接工事費
計			118,343,748	CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費	1	式	8,658,189	KK 共通仮設費
現場管理費	1	式	6,175,878	KG 現場管理費
一般管理費等	1	式	16,922,185	KI 一般管理費等
計			31,756,252	KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式	150,100,000	KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式	15,010,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	165,110,000	KH 工事費









京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕機施設解体撤去工事  
解体撤去工事 中科目別内訳

5

解体撤去工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	6,717,950	WP
計				6,717,950	
石綿含有建材撤去	アスベスト除去	1	式	19,412,479	WP
石綿含有建材撤去	産業廃棄物処理費	1	式	5,920,613	WP
石綿含有建材撤去	諸雑費	1	式	1,760,000	WP
計				27,093,092	
躯体解体撤去	プラント設備解体	1	式	24,745,200	WP
躯体解体撤去	躯体本体解体	1	式	6,683,200	WP
躯体解体撤去	内装解体	1	式	126,750	WP
計				31,555,150	
屋外付帯施設撤去	附属建屋解体	1	式	1,986,895	WP
屋外付帯施設撤去	舗装解体	1	式	10,315,240	WP
計				12,302,135	
埋戻し		1	式	25,895,370	WP
計				25,895,370	

解体撤去工事 中科目別内訳

6

解体撤去工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
発生材処理		1	式	9,393,970	WP
計				9,393,970	
電気設備撤去	高圧幹線設備	1	式	347,556	WP
電気設備撤去	幹線設備	1	式	531,563	WP
電気設備撤去	動力設備	1	式	39,060	WP
電気設備撤去	警報設備	1	式	184,235	WP
電気設備撤去	電灯設備	1	式	2,114,636	WP
電気設備撤去	コンセント設備	1	式	729,909	WP
電気設備撤去	コンベア非常停止設備	1	式	262,616	WP
電気設備撤去	電話設備	1	式	87,397	WP
電気設備撤去	放送設備	1	式	247,950	WP
電気設備撤去	ITV設備	1	式	485,174	WP
電気設備撤去	インターホン設備	1	式	98,797	WP
電気設備撤去	コンベア監視設備	1	式	270,578	WP
電気設備撤去	プレハブ設備	1	式	53,590	WP



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和元年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
令和元年10月31日
- 4 履行期間  
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
J F Eエンジニアリング株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
29,040,000円
- 7 契約内容  
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントであり、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となる。  
また、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。  
したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。  
本委託業務において必要な上記の設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、これらの情報を有する者が当該業者以外に存在しないことから、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
2号No2灰コンベア用部品
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年1月20日
- 4 履行期間  
令和2年1月20日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
6,600,000円
- 7 契約内容  
灰コンベア用のコンベアチェーンが経年劣化により破断したため購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在、東北部クリーンセンターは大規模改修工事に着手しており、2炉ある焼却炉のうち、令和2年4月からは1号炉が約1年間停止するため、令和2年度は2号炉のみの稼働となる。  
今回、令和元年12月27日に2号炉 No.2 灰コンベヤチェーンが破断したため、緊急に炉を停止し、年末年始の稼働は行わず、1月下旬からの予備点検に合わせてチェーンの修繕を行った。  
当該チェーンについては複数回破断するなど劣化が激しく、今後、修繕できない規模での破損等が発生する可能性が非常に高いことから、1炉運転となる令和2年度中に2号炉を安定稼働させるためには、早急にチェーンを交換する必要がある。  
2号 No.2 灰コンベヤは全長22m、幅1.2mであり、コンベヤ内は多湿であり腐食しやすい環境であることに加え、高い耐摩耗性も求められる過酷な環境下での稼働が必要なことから、灰コンベヤチェーンはプラントメーカー独自仕様の特注品である。  
当該チェーンはプラントメーカーである川崎重工業(株)がチェーンメーカーに特注仕様で発注している部品であり、川崎重工業(株)以外からの調達ができない。  
したがって、本委託業務は地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ア）により、川崎重工業(株)と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の通り

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和元年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日  
令和元年10月18日
- 4 履行期間  
令和元年10月19日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
30,030,000円
- 7 契約内容  
東部山間埋立処分地浸出水処理施設の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、東部山間埋立処分地より浸出する汚水（浸出水）を下水道へ放流するため、浄化処理する施設であり、処理量は一日当たり1,500m<sup>3</sup>である。浸出水は、多様な有機物質が含まれており、性状が極めて不安定である。また、降雨により水量が大きく変動し、水質も急激に変化するような状況に対応し、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つ必要がある。

浸出水処理プラントは、刻々と変化する原水流入量や水質に対し、処理量と薬品注入量を総合的に調整する等の高度な性能が要求される。性能発注方式により建設された設備は、プラントメーカー独自のノウハウに基づいて、各装置を製造、構成し、コンピュータープログラムにより制御されており、プラントメーカー独自の特許やノウハウ等を駆使することにより、所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

浸出水処理システムに所要の性能を発揮させるための整備は、プラントメーカーの独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要であり、各装置が一体となってその性能を発揮するように調整されており、プラント全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、基幹部分を一括してプラントメーカーに整備、調整させることが必要である。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には、契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

また、本市の浸出水処理システムの運転保守及び整備に必要な知識や情報を有しているプラントメーカーである株式会社クボタは、その製造したプラント設備の運転保守及び点検整備の業務を100%子会社化したクボタ環境サービス株式会社に行わせるため、必要な知識と情報並びに関連特許等をすべて提供し、平成23年6月30日に事業譲渡契約を締結している。

これらのことから、調達の手続きが特定され、その性質と目的が競争入札には適さないため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ(イ)」により随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
台風19号災害における被災地支援（福島県郡山市）に係る職員派遣のための手配業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
（当初）令和元年10月23日  
（変更）令和元年11月18日
- 4 履行期間  
（当初）令和元年10月24日～令和元年11月24日  
（変更）令和元年10月24日～令和元年11月26日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通新町東入月鉦町62 住友生命京都ビル6階  
名鉄観光サービス株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）（予定総額）8,116,850円  
（変更）（予定総額）8,381,750円
- 7 契約内容  
台風19号災害にて被災した福島県郡山市への職員派遣に係る以下の手配業務
  - （1）新幹線等の乗車券
  - （2）現地宿泊施設
  - （3）バス等の車両手配
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
＜随意契約の理由＞

台風19号により甚大な被害を受けた福島県郡山市から多くの廃棄物処理事業を実施している市区町村等が参加している全国都市清掃会議に対して災害ごみ等の収集運搬について災害派遣要請があり、当該要請を受け、全国都市清掃会議から本市に対して郡山市の支援を行うよう依頼があった。当該依頼を受けて、早急に派遣手配を行う必要があることから、競争入札による宿泊施設等の手配を行う業者選定を行う時間的余裕がなかったため、過去の災害派遣に係る手配業務の受注実績があり、早急に各種手配が可能な名鉄観光サービス株式会社と地方自治法施行令167条の2第1項第5号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン4-（2）に基づき、緊急随意契約を締結したものの。

  
＜変更契約の理由＞

変更契約については、派遣期間が延長になったことによるもの。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他